

農薬の安全使用に努めましょう

遵守する事項

- | | |
|-------------|--|
| 1 使用する人の安全 | 使用者自身の健康管理、安全使用 |
| 2 作物に対する安全 | 適期、適正防除での薬害防止 |
| 3 農作物に対する安全 | 消費者へ安全な農作物を提供（農薬安全使用基準の遵守） |
| 4 環境に対する安全 | 周辺環境への影響防止
（周辺住民等への危被害防止、河川・海などへの汚染防止
養蜂などへの危被害防止） |
| 5 保管管理の安全 | 保管管理の徹底で事故防止 |

農薬ラベル、農薬の飛散（ドリフト）に注意しよう！

もどくされびょう さつまいも基腐病について

【防除上注意すべき事項】

- ①発病株は大量の胞子を形成し、周辺の株へ伝染するため、早急に抜き取り、必ずほ場外へ持ち出す。
- ②発病株を除去した後に、薬剤を複数回散布すると周辺株への感染拡大を抑制できる。防除薬剤としてZボルドーとジーファイン水和剤が利用可能であるが、両剤とも発病した株への効果は無いため、発症初期からの防除に努める。
- ③本病は水が停滞しやすい場所での発病が多いため、ほ場の排水性を確保する。

高収益作物次期作支援交付金について

新型コロナウイルス感染症の発生により卸売市場での売上が減少する等の影響を受けた野菜・花き・果樹・茶等の高収益作物について、次期作における資材や機械の導入等の生活活動に対する支援や、新たな需要確保に向けた新技術導入、海外の残留農薬基準への対応等の取組に対して支援するもの

【支援対象となる生産者】

- ア 令和2年2月から令和2年4月に出荷実績がある又は廃棄等により出荷できなかったことがあること。
- イ 収入保険、農業共済等のセーフティネットに加入している又は今後加入する意向が確認されていること。

【取組内容及び交付金】

- ①国が示す取組項目の中から同一ほ場にて、2つ以上実施した場合
→5.5万円／10a当
- ②国が示す取組項目の中から同一ほ場にて、1つ以上実施した場合
→2.2万円／10a当

※申請には期限がありますので、詳しくは農林振興課まで問い合わせください。